

ヘルパーステーションあゆみ運営規定

(事業の目的)

第1条 株式会社あゆみが開設するヘルパーステーションあゆみ(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護および介護予防訪問介護相当サービスの各事業の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護および介護予防訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(指定訪問介護の運営の方針)

第2条 指定訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(介護予防訪問介護相当サービスの運営の方針)

第3条 介護予防訪問介護相当サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を指定介護予防支援事業者または地域包括支援センターへ報告することとする。

3 介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションあゆみ
- (2) 所在地 長野県長野市大字風間 1100 番地 415

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- (2) サービス提供責任者 1名以上(管理者と兼務)

- ・訪問介護計画(介護予防訪問介護計画)の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携に関すること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

(3)訪問介護員 常勤換算方法で2.5人以上

ただし、業務の状況により増員することができるものとする。

訪問介護員は、訪問介護計画に基づき指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から金曜日までとする。
- (2)営業時間 8時30分から17時30分までとする。
- (3)サービス提供時間 8時30分から17時30分までとする。

ただし、管理者が認める場合、営業日、営業時間以外の場合でもサービスを提供できるものとする。

(事業の内容および利用料等)

第7条 指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕の内容は次のとおりとし、指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。

1) 身体介護

- ① 起床・就寝介助
- ② 排泄介助
- ③ 整容介助
- ④ 食事介助
- ⑤ 衣服の脱着
- ⑥ 清拭入浴介助
- ⑦ 体位交換服薬管理
- ⑧ その他の必要な身体介護

2) 生活援助

- ① 調理
- ② 洗濯
- ③ 掃除

- ④ 買物薬の受取
- ⑤ 衣服の入替
- ⑥ その他必要な生活援助

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、実施地域を越えた地点からその距離に応じて越えた部分のみ、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所から片道15キロメートル未満 100円

(2) 事業所から片道15キロメートル以上 200円

3 前2項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分したもの)について記載した領収書を交付する。

4 指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。

5 法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]に係る利用料の支払いを受けたときは、提供した指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長野市(豊野、戸隠、大岡、鬼無里、信州新町、中条、松代町は除く)の区域とする。

(衛生管理等)

第9条 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 訪問介護員等は、指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]の提供により事故が発生した場合は、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、市町村へ報告し、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 指定訪問介護[介護予防訪問介護相当サービス]の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

- 第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

- 第13条 本事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等防止のため次の措置を講じるものとする。
- 2 事業所は合同会社が立ち上げた委員会に所属し、定期的に虐待防止のための対策を検討する委員会を開催、指針の整備をし、その結果を従業員へ周知徹底、定期的な研修(年1回以上)を行うものとする。
 - 3 サービス提供中に、従業員、または利用者の家族(家族・同居人など)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合(疑いを含む)は、速やかにこれを市町村に通報し、事実確認に協力するものとする。
 - 4 その他、虐待に関する詳細については、当事業所虐待防止委員会の指針に準ずる。

（ハラスメント防止に関する事項）

- 第14条 本事業所は、適切なサービスを提供する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するため、事業所が立ち上げた委員会に所属し、必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、利用者その家族よりハラスメント(暴行・脅迫などの違法な行為、暴言や人格を否定するなど正当な理由がない過度な要求)を受けた場合、契約を修了することができることとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第15条 本事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する継続的な訪問看護の提供の実施、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」とする)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 本事業所は、委員会へ所属し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 本事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

（身体拘束の適正化）

- 第16条 本事業所は、利用者または利用者家族等の生命または身体を保護するため、緊急ややむを得ない場合を除き身体拘束は行わない。
- 2 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びにやむを得ない理由を記録する。

（認知症介護研修の取り組み）

- 第17条 本事業所は、認知症についての理解と更なる知識向上のために、年1回以上研修会に参加する。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質向上のために次のとおり研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1)採用時研修 採用後1か月以内

(2)継続研修 年1回

2 従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護〔介護予防訪問介護相当サービス〕に関する諸記録を整備し、そのサービス提供をした日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は合同会社訪問看護ステーションあゆみと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 29年6月1日から施行する。

この規定は、平成 29 年7月 18 日から改正施行する。(第 4 条、第 5 条)

この規定は、令和元年 5 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 5 年 5 月 1 日から改正施行する。

(第1条、 第 3 条、第 5 条、第7条、第 10 条、第 11 条、第 14 条)

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から改正施行する。

この規定は、令和 7 年 3 月 10 日から改正施行する。